

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年4月10日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長 他

<懲戒処分等の公表についての説明>

○司会 それでは、時間になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

本日は、まず最初に、先ほど公表いたしました職員の懲戒処分に関する件について説明の後、質問をお受けし、その後、広報日程の順番で進めさせていただきたいと思えます。

それでは、懲戒処分の事案について説明させていただきます。

○森下人事課長 人事課長の森下でございます。

本日午前中に行いました懲戒処分等につきまして、説明させていただきたいと考えております。

まず、事案の概要でございますけれども、核燃料物質の使用に係る変更許可の申請でございますけれども、それを担当した職員が決裁文書を途中で紛失した上、上司には決裁を完了したと虚偽の報告を行い、以後の手續を放置したため、許可が与えられるという事案が発生してしまいました。これはあってはならないことと考えておきまして、本日、担当者を懲戒処分にするなど関係者を厳正に処分いたしました。

本件に関しまして、申請者を初めといたしまして関係者の皆様、また、国民の皆様に深くおわび申し上げます。

それでは、資料に基づきまして、内容について説明させていただきたいと思えます。座って説明させていただきます。

皆様のお手元に、本日公表いたしました「懲戒処分等の公表について」という資料がございますでしょうか。その内容について、これから説明させていただきます。

まず、資料の1枚目の1ページ目の1.を見ていただきたいと思います。「被処分者及び処分等」というところでございます。処分の対象といたしましたのは、(1)にありますけれども、係員級の規制庁の職員に対しまして国家公務員法に基づく懲戒処分（減給10分の1を3ヶ月）ということを行いました。

それから、(2) (3)が監督者の立場にある者に対する措置でございますけれども、「(2) 管理監督者」として、これは去年7月1日に組織の改編がありましたので、2人の課長級の者が監督者になっておりましたけれども、まずは昨年6月末までということで、安全規制管理官（再処理・加工・使用担当）に対しまして、委員会の内規に基づく口頭

厳重注意を行いました。それから、7月1日から現在までも担当しております安全規制管理官（研究炉・使用・特定施設担当）*に対しまして、同じく内規に基づく口頭厳重注意を行いました。

さらに、(3)でございますけれども、監督責任者といたしまして、規制庁の安井正也長官に対しまして、同じく内規に基づく口頭注意というものを行いました。

処分日は、2.にありますけれども、いずれも本日4月10日でございます。

3.でございますけれども、処分者の処分の理由について書いております。

被処分者は、申請者から提出されました核燃料物質の使用変更許可申請書、これは平成28年12月27日付でございますが、これを決裁手続の途中の去年の春ごろでございますが、決裁未了の決裁文書を紛失したにもかかわらず、上司には決裁手続が完了し施行文も発出したとの虚偽の報告を行い、手続を中断したまま放置いたしました。このため、本来行われるべき許可手続が行われなかった。おくれて行われたということになりました。

次のページでございますけれども、去年8月に申請者から問い合わせがございまして、内部で調査を開始いたしました。そうしたところ文書紛失の疑いが生じ、さらに決裁完了の確認ができなかったことから、去年10月に別の職員が改めて決裁手続を行い、11月20日付で申請者に対しては変更を許可いたしました。

この起案が途中でなくなってしまいましたけれども、事業者に対しての許可の申請書、それから、決裁文書、それから、許可書につきましては、偽造はございませんでした。

被処分者は、本件の紛失の発覚を防ぐため、去年8月に存在しない施行文の「架空の写し」を本人のパソコン上で作出し、9月に上司に見せておりましたけれども、本件の発覚を防ぐには至りませんでした。これにつきましては、別紙で配付させていただいております参考配布の資料でもう少し詳しく経緯について述べさせていただきたいと思っております。そちらの紙を見ていただけますでしょうか。

繰り返しになりますけれども、申請者からは12月27日付の申請書を規制庁といたしましては平成29年1月5日に受領いたしました。そして、去年3月26日に被処分者が起案を作成し、決裁が開始されたところでございます。そして、5月上旬、被処分者が紛失に気づきました。去年の6月～7月の間に上司からは決裁状況を再三聞かれ、本人は決裁完了・施行済みと虚偽の報告を行いました。

そうしたところ、8月中旬でございますが、申請者から許可書はまだかという問い合わせがあり、上司が調べて回答するというように伝達いたしました。申請者のほうでも、届いているかどうかを探された結果ですけれども、8月30日に申請者から探したけれども見当たらないという連絡が当方ございました。その翌日に被処分者は、本人のパソコンで存在しない施行文の架空の写しを作出いたしました。

*正しくは安全規制管理官（研究炉等審査担当）

9月初旬でございますけれども、上司にこの架空の写しをパソコンの画面上で見せ、上司は本物であると誤認いたしました。そうではございますけれども、申請者は見当たらないという連絡でございましたので、9月21日に上司が警察庁に問い合わせをいたしまして、これは決裁が済みましたら、施行文の連絡を終わったということで国家公安委員会に出すことになっておりますけれども、その国家公安委員会宛ての連絡文書が届いていなかったということを確認いたしました。

それから、規制庁の会計部門でも許可書は書留郵便で送ることになっておりますけれども、この受け渡し票の写しを調べましたけれども、郵送記録にはなかったと。これが9月25日でございます。

一方、本件の決裁につきましては、平成29年5月26日に許可済みという報告が総務課のほうになされておりましたので、9月27日に委員会に対して第1四半期の専決処理について報告をいたしました。

9月28日でございますけれども、担当原課であります研究炉等審査部門が本人に聴取を行い、それから、同部門から総務課のほうへ公印手続の有無について問い合わせをいたしましたけれども、このような施行依頼、押印の記録はなかったということが確認されました。

その翌日の9月29日ですけれども、同部門において文書が紛失したということで総務課のほうに報告がございました。また、総務課にてこの架空の写しを見たところ、これが架空のものであるということが確認されました。

あわせて、情報システム室におきまして、システム関係の本人の軌跡と申しますか、それにつきまして調査を開始いたしました。その結果が、10月12日でございますけれども、報告されまして、架空の写しについて、被処分者が8月31日に行った作業であるということが確認されました。

翌日の10月13日でございますけれども、総務課から事情聴取を行ったところ、被処分者は「決裁を完了し許可書も発出したが、その後、決裁文書を紛失した」と説明しつつも、架空の写しを作出したことは認めました。これを受けまして、情報システム室を通じてさらに被処分者のパソコンの使用状況全体の調査を開始いたしました。

決裁完了が確認できないということで、申請者に対して宙ぶらりんな状態になっておりましたので、この状態を解消するために10月31日にほかの職員による再起案を行い、申請者に対しては11月20日付で許可書を発出いたしました。

12月26日でございますけれども、情報システム室から被処分者による本件以外の不審事案はないとの調査結果が報告されました。

そして、3月13日でございますけれども、人事課のほうで事情聴取を行いまして、その結果、被処分者は決裁未了段階で文書を紛失したことを認めたということでございます。

また最初のプレスリリースの紙の2枚目の4.に戻っていただきまして、本人に対して先

ほど処分はいたしましたけれども、監督者に対して措置を行った理由といたしまして、4.に書いておりますけれども、新旧の安全規制管理官につきましては、監督者の立場でありながら紛失を防ぐことができず、施行文の未施行の事実把握がおくれ、施行文の発出がおくれることとなったということで措置を行いました。

それから、(2)でございますけれども、規制庁長官に対しましては、職員を指揮監督する立場でありながら本事案に関し職務の履行が不十分であったということで、監督上の措置を行いました。

規制庁といたしましては、今後、このようなことが起きないように、職員の教育、それから、業務管理等の再発防止対策をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

また、先ほど経緯で御説明いたしましたけれども、委員会に対して専決処理の誤った報告をしてしまいましたので、あしたの委員会で、昨年9月27日の第1四半期の報告の訂正並びにその理由といたしまして本件事案の説明を行いたいと考えております。

私の説明については、以上でございます。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。所属と名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。カワダさん。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

事実関係の確認はさせていただいたので、ちょっと確認なのですが、偽造などはなかったという架空の文書というのは、これは公文書には当たらないという理解でいいのか確認したいのですが。

○大熊総務課長 文書管理の関係ですので、総務課長からお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、現在は本件処分に関する調査の関係の資料ということで、人事課において保管をしているという状況でございます。正しい文書ではございませんので、本来、担当課における行政文書、公文書として扱うべきものではないということでございます。

○記者 それと、この職員を含めて、規制庁で同様の不正というか、こういった行為がなかったという調査をシステムから調べたと。これはもう2012年の規制委員会発足当時から全て確認したという理解でよろしいですか。

○森下人事課長 同様の事案がないかという御質問だと思いますけれども、まず、本人につきましては、今回の、先ほど御説明いたしましたけれども、本人が使っていたパソコンも含めて全て確認いたしましたので、ほかには不審な事案はなかったとの報告を受け、そのような事実関係と認識しております。

あと、今この段階で、過去のものも含めて許可申請等を受けましたものについて、規制庁・規制委員会として発出などを行っていないものはないということは確認しており

ますので、そのような事実から、今、同様のものは存在していないと認識しております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

1点だけお伺いしたいのですけれども、やはりパソコン上でコピーを行って架空の文書を作れるというところに少しインパクトを感じる場所があるのですけれども、そのように架空の文書を作れる環境下にあることをどう受けとめていらっしゃるのか。上司の方は最初に見て見抜けなかったという話もあったと思うのですが、コピーをすれば、あたかも許可書のようにできるということをどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○大熊総務課長 存在しない許可書の架空の写しを作出したということでございます。作られたものは、過去の実際に存在する許可書の一部の画像と今回の許可の案文とを合成して作ったということでございますが、パソコン上で白黒の状態、一見すると架空の写しに見えるように作ったということでございまして、通常のパソコンのソフトの操作上でできることが行われたということでございます。

文書管理の担当者が見たところ、これは架空のもので真正のものではないということの確認できるというものであったということでございます。そうした意味で、許可書そのものが作られたということではないということを説明させていただきたいと思います。

○森下人事課長 私からも一言ですけれども、そういうことができる環境にあることについて、どうかということでございますけれども、これはそういう環境であろうがなかろうが、やっちはいけないことであります。また、このパソコン、今、総務課長から説明がありましたけれども、普通の標準ソフトがパソコンに普通に入っているだけのものでございますので、そのようなものを使えないようにするとか、そのような形でやるべきものというよりは、先ほど申し上げたように、そういうものがあろうがなかろうが、やっちはいけないことでございますので、そういうことで厳しく懲戒処分をいたしました。

○司会 ほか、ございますでしょうか。スズキさん。

○記者 毎日新聞のスズキと申します。

偽造ではないというような文言なのですけれども、公文書としては偽造ではないという意味なのか。多分この内部手続の過程では、一応、こういう架空の写しというものを作っているわけで、これは「偽造」という表現になるのかなと思ったのですけれども、どのように受けとめればいいのでしょうか。

○大熊総務課長 公文書の偽造に当たるかという御質問だと存じますけれども、先ほど御説明申し上げたように、許可書を作ったというものではございませんし、外部に対して権限行使をしようとしたものではございません。上司に偽りの報告をするために、PC上

で白黒の画面で作って見せたというものでございます。そうしたことから、刑法上の公文書偽造という形で追求すべきものということではなく、上司に対する虚偽報告の一つの形としてそういう行為が行われたということで、虚偽の報告として厳正に懲戒処分を行うこととしたというのが私どもの判断でございます。

○記者 分かりました。

あと、ちょっと別の質問なのですがすけれども、参考資料の中で10月13日の経緯のところで「決裁を完了し、許可書も発出したが、その後決裁文書を紛失した」という説明をしているみたいなのですがすけれども、実際に許可書を作ったと言っているのですがすけれども、これを作ったデータの保存とか、何かそういうものがあったのですか。

○森下人事課長 10月13日のどこのところでございますでしょうか。「架空の写しを作出したことを認める」という。

○記者 許可書も発出したが、その後紛失したというような言い方になっているのですがすけれども、この実際に本人が作ったと言っているものは何かデータとして保存されていたりしたのですか。

○森下人事課長 そのときは研究炉等審査部門の共有フォルダの中に電子ファイルという形で保存されておりました。

○記者 分かりました。

○司会 御質問はございますでしょうか。カンダさん。

○記者 時事通信、カンダです。

上司の方がこの架空の写しを見たときには、既に発出先からは見当たらないという連絡があって、これはおかしいということで調べ始めていたわけですよ、この段階では。上司の人に見せたというのは、その経緯でどうなっているのだというやり取りで、これをこのように作りましたという意味で見せられたということなのですね。

○森下人事課長 疑いは持っていたということになるろうかと思えます。

○記者 この段階で許可書を施行済みであれば、いわゆる公文書の管理システムみたいなものを見たりとか、要は、画面を見て納得してしまったというのが、何の前ぶれもなく見ただけだったら分からないのですがすけれども、おかしいなというのを調べている中で、これを見ただけで、いわゆる一般的なソフトで見せられただけで誤認したというのが、何でこんなに簡単にだまされてしまったのかなというのが不思議なのですがすけれども、その辺はどういう経緯だったのでしょうか。

○森下人事課長 まずは、決裁業務管理が不十分だった点というのは反省しなければならないと思っております。どこまで自分たちの業務、自分のかかわっている業務が進んでいるかというのをきちんと管理することができていなかった点は改めなければならないと思っております。

その上で、この上司については、本人自身はその決裁書に印を押してしまして、本人

のところは通過しておりました。ですから、本人は、当然、その先も行ったのだろうと
思っていて、それで、パソコンの画面でその証としての写しを見せられたときに、
それで信じてしまったということでございます。

- 記者 あと、もう一点、刑法上の公文書偽造には当たらないという説明は何となく分か
ったのですけれども、ある意味、これは虚偽の報告によって業務を停滞させたという意
味で偽計業務妨害等にも当たるような気がするのですが、その辺の検討というのはもう
既にされて、それには当たらないとか、告訴・告発をする必要はないという判断をされ
ているのか、それとも、それはまだ検討中なのかというのは、この辺はいかがなので
すか。いわゆる公文書偽造以外の刑法犯に当たるのではないかという検討は、どこまで
されているのでしょうか。
- 大熊総務課長 全般的に検討いたしまして、本件は、上司に対する虚偽の報告を行う、
その中での一つの形態としてこういう行為が行われたと。それによって、今おっしゃ
ったように、業務が全体に許可の発出がおくれたと。そういったことを全体を含めて国家
公務員法上の懲戒処分としての対応を検討し、そして、今回のような判断を行ったと、
こういうことでございます。
- 記者 ただ、国家公務員法上の懲戒処分と刑法犯罪に当たるかどうかというのは、一応、
別の判断になると思うので、刑法犯には当たらないというのは、これは何か理由として
明確なものというものはあるのですか。
- 大熊総務課長 個々には申し上げることは控えたいと思いますけれども、刑法上の犯罪
として告発する、刑事罰に問う必要があるものということには当たらないという判断は、
私どもとして、しております。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、懲戒処分の件については、ここで終了させていただきます。

<本日の報告事項>

- 司会 それでは、次に、定例の広報内容について説明させていただきます。
- 大熊総務課長 それでは、次に、定例の広報日程に関する補足説明をさせていただきます
いと存じます。お手元の広報日程を御覧いただきたいと存じます。
まず、1ページ目、1. (1) 今年度第2回となります原子力規制委員会の定例会が明日水
曜日午前に開催される予定でございます。
議題は6件予定されてございます。順次御説明をいたします。
まず、1件目「平成29年度核物質防護検査結果及び平成30年度重点検査項目並びに平成
29年度核燃料物質輸送における防護措置の確認の結果について」。こちらの内容でござ
います。原子炉等規制法などに基づきまして、平成29年度に実施された核物質防護検
査、また、国土交通省が実施いたしました防護対策、核燃料物質の輸送における防護措

置の確認の実施の結果、これらを報告いたしますとともに、平成30年度の核物質防護検査の重点検査項目について、委員会に対して御説明をするものでございます。

続きまして、議題2「包括的判断基準(GC)及び運用上の介入レベル(OIL)について」。こちらは本年2月28日の原子力規制委員会におきまして行われました議論を受けまして、我が国においてGC(包括的判断基準)を設定すべきと考えるかどうか。また、IAEA技術文書のOILに関するものの内容を我が国の運用上の介入レベル、すなわちOILに反映すべきか否かといった点について、今後の方針について、委員会において御審議をいただくというものでございます。

続きまして、議題3「原子力発電所の新規制基準適合性審査の状況について」。こちらは実用炉の新規制基準適合性審査の状況につきまして、個別施設ごとの審査の状況を委員会に御報告をするというものでございます。

続きまして、議題4「核燃料施設等の新規制基準適合性審査の状況について」。こちらは核燃料施設等の適合性審査の状況について、同じく委員会に御報告をするというものでございます。

次に、議題5「平成29年度原子力規制委員会年次報告の作成方針について」。こちらは原子力規制委員会設置法に基づきます年次報告につきまして、平成29年度の年次報告の作成を進めるに当たりまして、その基本的な方針について委員会に御説明をするというものでございます。

最後に、議題6「平成29年度第3四半期における専決処理について」。こちらは原子力規制委員会への報告が必要となっております専決事項につきまして、平成29年度第3四半期における処理の状況を委員会に御報告するものでございます。

また、これにあわせまして、ただいま御説明を申し上げました処分の事案につきまして、過去に御報告した専決処理の内容の訂正とあわせまして、処分概要、また、今後の対応等を委員会に御報告することとしております。

次に、広報日程の2ページ目でございます。

上段、4月12日木曜日、(2)の審査会合についてでございます。こちらの議題といたしましては、東北電力・女川発電所2号機の設置変更許可の審査が予定されてございます。内容といたしましては、竜巻対策等に関する審査をこれまでの審査に引き続いて行い、議論が行われるという予定でございます。

最後に、2ページ目下段、4月16日月曜日、(5)第18回検査制度の見直しに関するワーキンググループの開催が予定されております。こちらは議題としては2件挙げられております。

まず、議題1といたしまして、原子力規制検査の文書体系の全体像につきまして、これまでの会合でお示しした内容を修正したものをお示しし、全体像を御説明した上で、議題2といたしまして、文書類の準備状況ということで、関連文書のイメージにつきまして幅広く全体像に近いものをお示しし、議論を進めていくと、こういう予定になってご

ございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、改めまして全体で皆様からの質問をお受けしたいと思います。質問のある方は手を挙げてください。カンダさん。

○記者 時事通信のカンダです。

細かい話かもしれないのですが、第1四半期の専決処理の話を訂正するのであれば、議題の名目に入れたほうがいいのではないのでしょうか。議題6が第3四半期の専決処理についてという話になっていて、これを後から見てもこの話がここで扱われたかどうかというのは分からないと思うので、記録の意味も考えたら議題に入れたほうがよろしいのではないかと思うのですが、それを入れていないのはこのプリントが間に合わなかったとか、それだけの話なのか、それとも何か意図的なものがあるのかというのを教えてくださいたいのですが。

○大熊総務課長 御指摘のように、今回の処分について報告するというのは重要なことですので、そうした考え方もあろうかと存じます。議題としては立てておりませんが、いずれにしても、私、総務課長と人事課長からしっかり御説明をして、委員から御意見をいただくということを予定しているというところでございます。

○司会 ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—